

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二百二十七号） 新旧対照条文

目次

○ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（第一条関係）	1
○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（第二条関係）	9
○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚令第四十六号）（第三条関係）	12
○ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（第四条関係）	17
○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（第五条関係）	19
○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（第六条関係）	24
○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（第七条関係）	28
○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（第八条関係）	32
○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（第九条関係）	35
○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（第十条関係）	40
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（第十一条関係）	42
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）（第十二条関係）	47
○ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）（第十三条関係）	49
○ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十五号）	

(第十四条関係)	53
○ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十六号)(第十五条関係)	55
○ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)(第十六条関係)	57
○ 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)(附則第五条関係)	60
○ 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(附則第六条関係)	65
○ 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)(附則第七条関係)	67
○ 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)(附則第八条関係)	68
○ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)(附則第九条関係)	70
○ 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令(平成十一年厚生省令第四十二号)(附則第十条関係)	74
○ 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)(附則第十一条関係)	75
○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号)(附則第十二条関係)	77
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)(附則第十三条関係)	78

○ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）抄
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十四条の四）</p> <p>第二章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二條の二第二項、第二十七条、第二十七條の二第二項</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">児童福祉施設最低基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十四条の三）</p> <p>第二章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下「最低基準」という。）は、この省令の定めるところによる。</p>

第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第七十五条、第七十五条の二第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二

号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）第七十四条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準及び第八章から第九章の四までの規定による基準以外のもの

2

設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に

入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条（略）

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（削除）

（最低基準の目的）

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条（略）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設又は保育所）（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長

(削除)

とする。）」と、「都道府県」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)」と読み替えるものとする。

4 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と読み替えるものとする。

5 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(新設)

(削除)

(大都市等の特例)

第十四条の四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県

「とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（

昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 八 (略)

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣がこれを定める。

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 八 (略)

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号

（第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三（略）

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ～ハ（略）

2（略）

（高等学校、大学の意味）

第九十条 第二十八条第五号、第三十八条第二項第四号、第四十三条第八号及び第八十二条第七号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

2 第二十一条第四号、第二十七条第三項、第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第四項、第四十三条第四号、第七十五条第三項、第八十条第四項及び第八十二条第四号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

（第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三（略）

四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ～ハ（略）

2（略）

（高等学校、大学の意味）

第九十条 第二十八条第三号、第四十三条第三号及び第八十二条第三号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

2 第四十三条第二号及び第八十二条第二号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号) 抄
 (第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条及び第十二条の規定による基準</p> <p>二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第十一条第三項第一号及び第四項第一号並びに附則第二項(第十一条第四項第一号に係る部分に限る。)の規定による基準</p>	<p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
 第十六条第四項及び第五項、第二十六条並びに第二十九条の規定による基準

四 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準
 第十条の規定による基準

五 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準
 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 5 (略)	一 三 (略)
3 5 (略)	一 三 (略)

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚令第四十六号) 抄
 (第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特別養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号。以下「法」という。)第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従ふべき基準 第五条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第六条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第十條、第十六條第七項、第三十七條第八項、第四十條第二項及び第三項(第六十三條において準用する場合を含む。)、第五十六條(第十三項を除く。)、第五十七條第七項並びに第六十</p>	<p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第十七条第二項の規定による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

二 条第八項の規定による基準

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
 第十一条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第三十五条第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第六十一条第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第三条第一項（第十一条第四項第一号ハ及び第五十五条第四項第一号ハに係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
 第十五条第四項及び第五項、第十六条第八項、第二十二条（第四十二条において準用する場合を含む。）、第二十八条（第四十二条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十六条第六項及び第七項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十七条第九項、第五十七条第八項並びに第六十二条第九項の規定による基準

四 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 三 (略)

3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 七 (略)

二 九 (略)

5・6 (略)

(設備の基準)

第五十五条 (略)

(設備の基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 三 (略)

3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 七 (略)

二 九 (略)

5・6 (略)

(設備の基準)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 〇チ (略)

二 〇九 (略)

5 〇七 (略)

附則

第六条 一般病床、精神病床(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第五十条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 〇チ (略)

二 〇九 (略)

5 〇七 (略)

附則

第六条 一般病床、精神病床(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第五十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、

の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

し、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

○ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）
 （第四条関係） 抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練）</p> <p>第三条 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練で、その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができるものとする。</p> <p>（法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件）</p> <p>第三条の二 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。 	<p>（法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練）</p> <p>第三条 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練で、その教科のすべての科目について簡易な設備を使用して行うことができるものとする。</p> <p>（新設）</p>

(法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程)

第三条の三 法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程は、応用課程とする。

(法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件)

第三条の四 法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

(法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程)

第三条の二 法第十五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程は、応用課程とする。

(新設)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）抄
 （第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二條第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四條第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十二條第一項第二号の規定により、同條第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十條、第四十一條、第五十條第四号（第五十八條において準用する場合に限る。）、第五十五條、第五十六條、第六六條、第七七條、第三十條第六項（第四十條の三十二において準用する場合に限る。）、第四十條の二十七、第四百十條の二十八、第九十五條（第二百六條において準用する場合に限る。）及び第二百五條の二の規定による基準</p> <p>二 法第四十二條第一項第二号の規定により、同條第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従う</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十四條第一項の基準及び員数並びに同條第二項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第四十二條第一項第二号の基準該当居宅サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。</p>

べき基準 第四百十条の三十第一項第一号及び第二項第一号口の規定による基準

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九十条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第九十条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九十条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第九十条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、第二百二十五条第一項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）、第二百二十八条第四項及び第五項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第三百三十条第七項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四百十条の二十九の規定による基準

五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四

号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第一百五十五条の四、第一百五十五条の五、第一百一十一条、第二百一十一条、第二百二十二条、第三百三十条第六項、第四百十条の八第七項、第四百十条の十一の二第二項及び第三項、第四百四十二条、第五百五十五条の十の二第二項及び第三項、第七百七十五条、第七百七十六条、第七百九十二条の四、第七百九十二条の五、第七百九十四条、第七百九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二百五条の七第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第二項、第一百二十二条第一項、第二百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百十条の四第六項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第四百十三条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第一百五十五条の四第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第三条（第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第

九十一条、第二百五条、第一百九条、第二百五条及び第二百六
条において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第
七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五条、第一百五
九、第一百九条、第一百四十条（第一百四十条の十三におい
て準用する場合を含む。）、第二百五十五条（第二百五五
条の十二において準用する場合を含む。）、第二百五条及び第
二百十六條において準用する場合を含む。）、第二十五条、第
三十三条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一
条、第一百五条、第一百九条、第一百四十条（第一百四十
条の十三において準用する場合を含む。）、第一百五十五条
（第一百五五条の十二において準用する場合を含む。）、第
百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準
用する場合を含む。）、第三十七条（第五十四条、第七十四
条、第八十三条、第九十一条、第一百五条、第一百五条の十
九、第一百四十条（第一百四十条の十三において準用する
場合を含む。）、第一百五十五条（第一百五五条の十二にお
いて準用する場合を含む。）、第九十二条の十二、第二百
五條及び第二百十六條において準用する場合を含む。）、第
六十九條（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係
る部分を除く。）、第七十一条、第一百五條の八第一項、第
百二十五條第一項（第一百四十條の十三及び第一百五五條
（第一百五五條の十二）において準用する場合を含む。）、
第二百二十八條第四項及び第五項、第三百三十條第七項

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）抄
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章～第五章 （略）</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準</p> <p>二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げ</p>
<p>現行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 基本方針（第一条）</p> <p>第二章～第五章 （略）</p> <p>第一章 基本方針</p> <p>（新設）</p>

る事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条第一項第一号ロ、第四十条第一項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)及び附則第四条第一項(第三条第一項第一号ロに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項(第四十九条において準用する場合を含む。)

一、第四条の二(第四十九条において準用する場合を含む。)、
 第十一條第四項及び第五項、第十三條第八項、第十九條(第四十九條において準用する場合を含む。)、第三十條(第四十九條において準用する場合を含む。)、第三十五條(第四十九條において準用する場合を含む。)、第四十二條第六項及び第七項並びに第四十三條第九項の規定による基準

四 法第八十八条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

(基本方針)

第一条 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 一六 (略)
二 一〇 (略)

(設備)

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。
 - ロ・ハ (略)
 - 二 一〇 (略)

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

第二条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 一六 (略)
二 一〇 (略)

(設備)

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ・ハ (略)
 - 二 一〇 (略)

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十八条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(この章の趣旨)

第三十八条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）抄
 （第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二～第五章 （略）</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 介護老人保健施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに同条第二項の規定による医師及び看護師の員数の基準は、それぞれ次の各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 療養室、診察室及び機能訓練室の基準 第三条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）、第四十一条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）、附則第四条、附則第八条から附則第十一条まで、附則第十三条、附則第十四条、附則第十五条第一項及び附則第十六条（機能訓練室に係</p>
<p>現行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 基本方針（第一条）</p> <p>第二～第五章 （略）</p> <p>第一章 基本方針</p> <p>（新設）</p>

る部分に限る。)の規定による基準

二 医師及び看護師の員数の基準 第二条(医師及び看護師の員数に係る部分に限る。)の規定による基準

2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条(医師及び看護師の員数に係る部分を除く。)、第二十三条(第五十条において準用する場合を含む。)、並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、第五条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第十三条第四項及び第五項、第十五条(第五十条において準用する場合を含む。)、第十八条第七項、第三十二条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十六条(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち

ち、第一項各号及び前二号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一 八 (略)

二 七 (略)

第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十九条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という

(基本方針)

第一条 (略)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一 八 (略)

二 七 (略)

第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十九条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）に

。ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

に入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号) 抄
 (第八条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条、第四十二条第一項及び第三項から第五項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百条、第一百一十一条、第三百三十一条(第十四項を除く。)、第三百二十九条第七項、第四百六十六条、第六百六十三条第八項、第六百六十七条第二項及び第三項、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準</p> <p>二 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六十七条第一項(宿泊室に係る部分に限る。)及び第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下、「法」という。)第七十八条の四第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

二項第二号ロ、第九十三條第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十二條第一項第一号ロ、第六十條第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第十二條第一項の規定による基準

三 法第七十八條の四第二項の規定により、同條第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十二條第二項、第四十六條第一項及び第六十六條の規定による基準

四 法第七十八條の四第二項の規定により、同條第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九條第一項（第六十一條、第八十八條、第九十八條、第九十九條及び第一百六十九條において準用する場合を含む。）、第十條（第六十一條、第八十八條、第九十八條、第九十九條及び第一百六十九條において準用する場合を含む。）、第二十六條、第三十四條（第六十一條、第八十八條、第九十八條及び第九十九條において準用する場合を含む。）、第三十八條（第六十一條、第八十八條、第九十八條及び第九十九條において準用する場合を含む。）、第七十三條第五号及び第六号、第七十八條第二項、第九十七條第五項及び第六項、第九十九條第二項、第一百十三條第一項から第三項まで、第一百十四條第一項及び第二項、第一百十八條第四項及び第五項、第一百三十七條第四項及び第五項、第一百三十九條第八項、第一百四十五條（第一百六十九條において準用する場合を含む。）、第一百五十三條（第一百六十九條に

において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第六十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条第六項及び第七項並びに第六十三条第九項の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十三条第一項及び第二項並びに附則第七条の規定による基準

六 法第七十八条の四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(設備)

第三百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ・ハ (略)

二〇九 (略)

2 (略)

(設備)

第三百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ・ハ (略)

二〇九 (略)

2 (略)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚労省令第三十五号）抄
 （第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百二十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項（第八十一条において準用する場合に限る。）、第八十条、第一百八十一条、第二百六十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準</p> <p>二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百五十四条の四第一項の基準及び員数、同条第二項の指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第五十四条第一項第二号の基準該当介護予防サービスの事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。</p>

に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八十三条第一項第一号及び第二項第一号ロ並びに附則第四条(第八十三条第二項第一号ロに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十五条、第六十一条、第一百十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十五条、第六十一条、第一百五十五条、第八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第三十一条(第四十五条、第六十一条、第一百五十五条、第八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第三十五条(第四十条、第六十一条、第一百五十五条、第八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第四十四条、第三百三十三条第一項(第八十五条において準用する場合に限る。)、第三百三十六条(第八十五条において準用する場合に限る。)及び第四百四十五条第七項(第八十五条において準用する場合に限る。の規定による基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第八十二条の規定による基準

五 法第一百五十四条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべ

き基準 第五条、第六条、第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第九十七条、第九十八条、第一百十七条、第一百二十九条、第一百三十条、第四百四十五条第六項、第五百五十七条第二項及び第三項、第六十一条第七項、第八十七号、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準

六 法第一百五條の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第一百八条第一項、第一百三十二条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第一百五十三条第六項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第八十八号第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第二百五条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第二条（第一百三十二条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第一百五條の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第七七条、第二百二十三号、第二百七十六号及び

一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条（第二百六十二条において準用する場合を含む。）並びに第二百五十八条第一項から第三項までの規定による基準

八 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第三百三十一条（第百五十四条において準用する場合を含む。）の規定による基準

九 法第五十四条第一項第二号又は第百十五条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条第二項各号及び第百十五条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）抄
 （第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第百十五条の十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項及び第三項から第五項まで、第六条、第八条、第十条、第四十四条から第四十六条まで、第七十条から第七十二条まで、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準</p> <p>二 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十八条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号口並びに第七十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

三 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項、第九条第一項及び第四十七條の規定による基準

四 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第十二條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第三十三條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第三十七條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第五十三條、第六十七條第二項、第七十七條及び第八十八條第二項の規定による基準

五 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第七十三條第一項及び第二項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第七條の規定による基準

六 法第百十五條の十四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）抄

（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十四条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第六十条第三項（第二百六条において準用する場合に限る。）、第六十二条第三号、第七十二条第三号、第二百三十二条第二項、第二百二十二条及び第二百三十一条の規定による基準</p> <p>二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二百二十五条の二第一項第三号の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十三条第一項の基準及び同条第二項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第三十条第一項第二号イの基準該当事業所が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。</p>

- 三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一條（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十六條第四項（第二百六条及び第二百二十三条第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準
- 四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第二百二十五条の二第一項第二号及び第二百二十二条の規定による基準
- 五 法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる

事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条、第百十六条及び第百二十八条において準用する場合を含む。

）、第五十条、第五十一条（第八十条、第百五十七条、第百六十七條、第百七十七條、第百八十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第百五十七條、第百六十七條、第百七十七條、第百八十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第百十五條、第百二十七條、第百三十八條、第百三十九條（第百二十九條において準用する場合を含む。）、第百五十六條、第百六十二条第三項（第百七十一條、第百八十四條、第百九十七條及び第百九百二條において準用する場合を含む。）、第百六十六條、第百七十五條、第百七十六條、第百八十六條（第百九十九條において準用する場合を含む。）、第二百八條、第二百五十五條及び第二百七十七條の規定による基準

六 法第四十三條第二項の規定により、同條第三項第二号に掲げる

事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第五十二條第一項（病室に係る部分に限る。）、第百十七條第四

項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第百四十條

第五項（居室に係る部分に限る。）（第二百十條において準用す

る場合を含む。）及び第七項第二号（第二百十條において準用す

る場合を含む。）、第百六十八條第三項本文（居室に係る部分に

限る。）及び第一号ロ並びに附則第十八條（居室に係る部分に限

る。)の規定による基準

七 法第四十三條第二項の規定により、同條第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第九條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第十一條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第二十七條(第四十三條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第三十六條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第四十條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第六十二條第五項、第七十三條(第九十三條、第二百二十五條、第三百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第八十三條第六項、第八十五

条（第八十四条において準用する場合を含む。）、第三十二
 条第二項、第四十七條第三項、第六十條第四項（第七十一
 条、第八十四條、第九十七條及び第二百二條において準用す
 る場合を含む。）、第八十九條、第九十條、第九十二條、
 第二百一一条及び第二百一一条第二項の規定による基準

八 法第四十三條第二項の規定により、同條第三項第四号に掲げる
 事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基
 準 第四十條第四項（第二十條において準用する場合を含む
 。）及び第六項（第二十條において準用する場合を含む。）、
 第二十四條、第二十八條並びに附則第十八條（入居定員に係
 る部分に限る。）の規定による基準

九 法第三十條第一項第二号イ又は第四十三條第一項若しくは第二
 項の規定により、法第三十條第二項各号及び第四十三條第三項各
 号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに
 当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号
 に定める規定による基準並びに第五章、附則第五條及び附則第六
 條の規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）抄
 （第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準</p> <p>二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準</p> <p>三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準</p> <p>四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第一項の基準及び同条第二項の指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当た
って参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定
める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）抄
 （第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十条第三項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

合を含む。)、第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十二条(第八十八条において準用する場合を含む。)、第七十五条(第八十八条において準用する場合を含む。)、第七十六条第三項(第八十八条において準用する場合を含む。)、及び第九十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一條第一項(病室に係る部分に限る。)、並びに第五十八條第三項本文(居室に係る部分に限る。)、及び第一号口の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一條第五項、第二十八條(第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。)、第二十九條(第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。)、第三十二條(第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。)、第四十二條第六項、第四十四條(第七十條において準用する場合を含む。)、第五十三條第四項(第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。)、第七十七條、第七十八條、第八十條及び第八十七條の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事

項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準

第十条、第十二条第三項、第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十条第二項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第七十三条、第七十六条第二項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第八十九条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五十八条（略）

2 5 6（略）

7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第五十八条（略）

2 5 6（略）

7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一
三
(略)

一
三
(略)

○ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）抄
 （第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条及び第九条の二第二項の規定による基準</p> <p>二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条、第十五条及び第十七条の規定による基準</p> <p>三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第七条の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）抄
 （第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第三条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第十条の規定による基準</p> <p>二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第九条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第一号ロ並びに附則第二条の規定による基準</p> <p>三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

十四条及び第十六条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準
 第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

○ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号） 抄
 （第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四條第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第四條第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号及び第六号を除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十条第三項の規定による基準</p> <p>二 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

三 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十九条、第四十条及び第四十三条の規定による基準

四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準
第九条、第十一条第一項第二号ロ及び第六号ロ並びに第十二条の二第二項の規定による基準

五 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、

一
三
(略)

耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
一
三
(略)

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）抄
 （附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</p> <p>第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。</p> <p>②～④（略）</p> <p>第二十五条の二十八（略）</p> <p>② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</p> <p>第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。</p> <p>②～④（略）</p> <p>第二十五条の二十八（略）</p> <p>② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの</p>

は、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることはできないこと。

三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

は、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 児童福祉施設最低基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童福祉施設最低基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

二 児童福祉施設最低基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることはできないこと。

三 児童福祉施設最低基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設の設備及び運営に
 関する基準第三十五条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に
 留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育を行わせること
 。

七・八 (略)

② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七条、第七条の二
 、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十
 一条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項ま
 で、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は
 、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表
 の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)

第三号様式 裏

児童福祉法 (抄)

第十八条の十六 (略)

第三十四条の四 (略)

第三十四の十三 (略)

六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設最低基準第三十五
 条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する
 乳幼児の状態に応じた保育を行わせること。

七・八 (略)

② 児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の
 二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項及び第三
 項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並
 びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業に
 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令
 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
 る字句に読み替えるものとする。

表 (略)

第三号様式 裏

児童福祉法 (抄)

第十八条の十六 (略)

第三十四条の四 (略)

第三十四の十三 (略)

第三十四条の十六 (略)

②④ (略)

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第四号様式 裏

児童福祉法第十八条の十六 (略)

児童福祉法第三十四条の四 (略)

児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の

第三十四条の十六 (略)

②④ (略)

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第四号様式 裏

児童福祉法第十八条の十六 (略)

児童福祉法第三十四条の四 (略)

児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務

福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ (略)

児童福祉法第五十九条の五 (略)

に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ (略)

児童福祉法第五十九条の五 (略)

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）抄
 （附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（既存病床数及び申請病床数の補正）</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみを診療所を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（</p>	<p>（既存病床数及び申請病床数の補正）</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみを診療所を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省</p>

昭和二十三年厚生省令第六十三号) 第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号) 第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、 0.05 以下であるときは 0)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

算定式 (略)

二〇五 (略)

2.3 (略)

令第六十三号) 第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号) 第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、 0.05 以下であるときは 0)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

算定式 (略)

二〇五 (略)

2.3 (略)

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）抄
 （附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）</p> <p>第七十七条の六（略）</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号に規定する学校その他の養成施設</p>	<p>（令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）</p> <p>第七十七条の六（略）</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号に規定する学校その他の養成施設</p>

○ 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（抄）
 （附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所） 第十三条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十条第二号に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同法第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同法第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。）</p> <p>ロ ホ （略）</p>	<p>（調剤の場所） 第十三条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同法第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同法第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。）</p> <p>ロ ホ （略）</p>

○ 健康保険法等の一部を改正する法律健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）抄
 （附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二～第五章 （略）</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第一百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第一百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第二条、第二十二條（第五十条において準用する場合を含む）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 基本方針（第一条）</p> <p>第二～第五章 （略）</p> <p>第一章 基本方針</p> <p>（新設）</p>

。)、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準

二 法第一百十条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
 第三条第二項第二号、第四条第二項第二号、第五条第二項第二号、第三十九条第二項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)、第四十条第二項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)、並びに第四十一条第二項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。))の規定による基準

三 法第一百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
 第六条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、
 第六条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第十四条第四項及び第五項、第十六条(第五十条において準用する場合を含む。)、第十八条第七項、第三十条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十三條第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

四 法第一百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 (略)

(受給資格等の確認)

第七条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並び

に設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下「ユニット」といふ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」といふ。））に入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に

(基本方針)

第一条 (略)

(受給資格等の確認)

第七条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」といふ。）第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並び

に設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」といふ。））に入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところ

定めるところによる。

ろによる。

○ 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十
 二号）抄
 （附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一 項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりと する。 一〇六（略） 七 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚 生省令第六十三号）の規定 八〇三十三（略）</p>	<p>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一 項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりと する。 一〇六（略） 七 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号） の規定 八〇三十三（略）</p>

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）抄
 （附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条（略） 一、四十二（略） 四十三 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。</p> <p>（指導養成課の所掌事務） 第七百十三条（略） 一、十五（略） 十六 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号</p>	<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条（略） 一、四十二（略） 四十三 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。</p> <p>（指導養成課の所掌事務） 第七百十三条（略） 一、十五（略） 十六 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三</p>

及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条（略）

一〇十八（略）

十九 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に關する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条（略）

一〇十八（略）

十九 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）抄
 （附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>	<p>（児童福祉施設最低基準の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>

○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）抄
 （附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 （略） 一〇九 （略） 十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設 ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設 ハ （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 （略） 一〇九 （略） 十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設 ロ 児童福祉施設最低基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設 ハ （略）</p>